

助成金に関してのよくあるご質問

| お問い合わせ | 財団よりの回答 |
|--------------------------------------|--|
| 助成事業の対象となる事業費とは | 原則として、スポーツ事業に必要な全ての経費が対象になります。主に、会場設営費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、スポーツ用具費、講師・審判等への謝礼、旅費等です。 |
| 対象となる種目について | 特に種目は限りません。スポーツ競技全般が対象です。 |
| 活動実績について | 団体（任意団体含む）として3年以上継続して活動していることが条件です。 新規事業をご申請の場合、過去の決算報告書等の資料の添付が必要になります。 |
| 予算に国外経費（飛行機代、海外での滞在経費）を計上可能か | 特に制約はありません。 |
| 予算に保険料を計上可能か | 可能です。 |
| 審査について | 当財団の審査委員会にて行います。 |
| 合否の通知について | 決定後、合否に関わらず速やかに郵送にて連絡いたします。 |
| 助成金の交付について | 指定の口座に振り込みます。 |
| 事業の報告について | 事業が完了してから2ヶ月以内に「助成事業完了報告書」（指定書式）により、財団宛に報告してください。 |
| 助成事業完了報告書とは | ホームページからダウンロードが可能です |
| 助成金の経理について | 助成金を受けた団体は、助成事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して記録し、その支出内容を証する書類を整備しておいてください。 助成事業完了報告書にて報告いただきます。 |
| 同期間内での1件以上の事業の申請は可能か | 特に制約はありません。 |
| 否認された事業を次の申請期間（あるいは次年度）に再度申請することは可能か | 実施時期に問題がなければ、可能です。 |
| 対象団体であることを証明する書類とは | 履歴事項全部証明書（写し）、定款または寄付行為等の規約（写し）、前年度会計報告および事業報告（写し）等の書類です。 |
| 毎回どのくらいの申請があるのか | 2019年度は223事業からの申請があり、57事業へ助成を行いました。 |
| どのような事業が対象になるのか | 2018年度事業報告・決算書に交付団体および事業をホームページに記載しておりますので一例としてご参照ください。 (http://www.yonexsports-f.or.jp/index.html) |